

食 堂・炊 事 場 (建設業附属寄宿舎規程第17条)

- 床は、土のままでなく、板張り、コンクリート等掃除に便利な構造にすることが必要です。
 - 照明及び換気が十分であることが必要です。
 - 食堂には、防寒・防暑のための設備を設けることが必要です。
 - はえ・ごきぶりその他のこん虫、ねずみ等の害を防ぐための措置を講ずることが必要です。
 - 食器及び炊事用具を清潔に保持することが必要です。
 - 廃物及び汚水を処理するための設備を設けることが必要です。
 - 炊事従業員に、炊事専用の清潔な作業衣を着用させなければなりません。
- ※ 照明については、概ね150ルクス程度以上の明るさが必要です。

換気については、換気扇などによるほか、窓により十分な自然換気が可能な場合には、これによることとしても差し支えありません。

防暑のための冷房等の設備には、エアコンのほか、扇風機、ウインドファンも含まれます。また、夏季でも気温が高くならない地域については、必ずしも必要ありません。

炊事従業員には、炊事業務のみを行う者のほか、炊事当番である入居者、委託業者の炊事従業員も含まれます。



飲用 水 等 (建設業附属寄宿舎規程第18条)

飲用及び洗浄のための水は、原則として、水道事業者から供給される水道水としなければなりません。

※ 水道のない地域にある寄宿舎については、使用する水について、水道法第4条に基づく水質基準に適合することを確認してください。

浴 場 (建設業附属寄宿舎規程第19条)

- 10人以内ごとに1人以上の者が同時に入浴できる規模とする必要があります。
- 清浄な水又は上がり湯を備えること、浴湯を適当な温度及び量に保ち、保温のための措置を講ずることが必要です。
- 脱衣場及び浴室は、原則として、男女別にしなければなりません。
- 照明及び換気が十分であることが必要です。

※ 男女のいずれかが少数である場合又は男女とも少数である場合には、男女別とすることは要しません。

照明については、概ね70ルクス程度以上の明るさが必要です。

換気については、換気扇などによるほか、窓により十分な自然換気が可能な場合には、これによることとしても差し支えありません。

